

# 渋谷区経営相談員によるオンライン相談のご案内

中小企業診断士によるオンライン相談の受付を開始しました。  
利用にあたっては、下記の内容を必ずご確認ください。

## 1. 相談時間

月～金曜日(閉庁日を除く) 10時～16時 ※相談時間は60分です。

## 2. 使用するビデオ通話アプリ

Microsoft Teams

※Zoomなどその他のビデオ通話アプリは使用できません。

※パソコンから参加する場合はブラウザ版も使用可能です。スマートフォンから参加する場合は、事前にアプリのインストールが必要です。

※オンライン相談にあたって発生する通信料は自己負担となります。

## 3. オンラインで相談できる制度・内容

内容によっては、来庁での相談をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### (1) 渋谷区中小企業事業資金融資あっせん制度

**創業支援資金・事業多角化転換資金**

※初回と最後の面談は来庁していただきます。(複数回の面談が必要です。)

**上記以外のメニュー**

原則は来庁相談です。やむを得ない事情がある場合のみオンラインで対応します。

※メールで必要書類のデータ送付が必要です。

※あっせん書交付のため、オンライン相談後、1週間以内に来庁する必要があります。

### (2) 経営や創業に関する相談

## 4. オンライン相談の流れ

(1) 電話で事前予約をしてください。

(2) 予約後、区からオンライン会議の招待メールをお送りします。

(3) 予約当日、相談時間の5分前になりましたら、招待メールに記載されているURLから参加してください。

(4) 相談のみの方は、時間になりましたら終了となります。

(5) あっせん書の交付対象となった方は、1週間以内にあっせん書を受け取りに来てください。その際、必ず原本の提出が必要な書類をご持参ください。

**交付場所** 渋谷区役所7階産業観光課窓口

## 5. 必要書類

### 相談のみの場合

事前にご用意いただく書類はありません。相談中に使用したい資料がある場合は、「ウィンドウの共有」もしくは「事前にメール送付」をお願いいたします。

### 融資あっせん制度の相談の場合（制度共通書類）

融資あっせん制度の申込みには、下記の書類が必要となります。相談時に書類の確認をしますので、お手数ですが事前にメールで書類データをお送りください。

	法人の場合	個人の場合
1	法人税確定申告書(別表1・法人事業概況説明書の部分)と決算書(貸借対照表・損益計算書の部分)のデータ	所得税確定申告書と決算書(青色)または収支内訳書(白色)のデータ
2	登記簿謄本履歴事項全部証明書のスキャンデータ等 ※1・2	住民票のスキャンデータ等 ※1・2
3	法人都民税納税証明書のスキャンデータ等 ※1・2	特別区民税納税証明書のスキャンデータ等 ※1・2
4	借入金の明細書のデータ(借入金がある場合のみ) ※3	
5	許認可を受けていることを証明する書類のデータ(例)飲食店の営業許可証など ※3	
6	見積書のデータ(設備等の購入がある場合のみ) ※4	

※1 あっせん書交付時に原本の提出が必要です。

※2 発行日から3か月以内のものをご用意ください。

※3 該当する場合のみをご用意ください。

※4 見積書は有効期間内のものをご用意ください。

※5 データはPDFや撮影した画像などで構いません。(記載内容が不鮮明なものは不可)

※6 上記の書類のほか、制度によって必要な書類がありますので、電話でお問い合わせください。

## 5. 予約方法

産業観光課産業振興係（電話：03-3463-1762）に電話で予約してください。

## 6. 問い合わせ

渋谷区産業観光課産業振興係（渋谷区宇田川町1-1）

電話：03-3463-1762

FAX：03-3463-3528

メール：shoko-soudan@shibuya.tokyo